

り災（被災）証明書交付申請書

利島村長 あて

年 月 日

申請者	(フリガナ) 氏名			
	住所 TEL	TEL ()		
り災者	(フリガナ) 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	住所 TEL	TEL () <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
り災年月日	年 月 日	原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他	

り災場所等	所在地：東京都利島村			
	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> その他）			
	<input type="checkbox"/> 非住家（ <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 別荘/空家 <input type="checkbox"/> 事務所/店舗/倉庫 <input type="checkbox"/> その他）			
	<input type="checkbox"/> 住家兼非住家（1階が店舗や倉庫、2階が住居等）			
<input type="checkbox"/> 上記以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等）				
※上記以外の不動産及び動産については被災証明書の発行になります。				

被害状況等	被害箇所	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 居室内浸水 <input type="checkbox"/> その他		
	(被害内容)			

証明書必要枚数	通	
---------	---	--

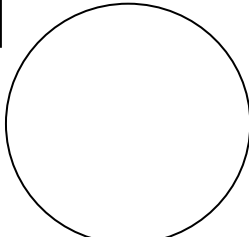
自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合 10%未満）という結果に同意します。

※自己判定方式は、写真等を基に現場調査を行わず、証明書を短期間で交付する方法です。
自己判定方式を用いない場合は、申請を受けた後に家屋調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、り災証明書発行に時間を要します。被害程度の例は裏面に参照。

り災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。
必要事項を記入のうえ、委任者（り災者等）の本人確認書類（運転免許証等）を添付してください。

委任状	
申請者をり災者の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。	
年 月 日	
委任者（り災者等）	住所 _____
	氏名 _____

上記に記載および、にチェックをお願いします（裏面も参照してください）

村使用欄		受付者	発行者	現場調査員
		確認用 <input type="checkbox"/> 証明願 <input type="checkbox"/> 申請者本人確認 <input type="checkbox"/> 被害写真		

※裏面

<り災証明の確認事項について>

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に村長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・住家以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等）については、被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する**被災証明書**の発行になります。また、住家の場合でも**被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。**
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「り災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。

<申請・記入事項について>

- ・申請には、申請者の身分証（免許証等）および被害場所の写真の複写が必要です。

<被害程度の例（家屋全体に占める損害割合）>

全壊（損害割合 50%以上）

居住のための基本的機能の喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流出、埋没、または家屋の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。

大規模半壊（損害割合 40%以上 50%未満）

居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの。

中規模半壊（損害割合 30%以上 40%未満）

居住する住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難なもの。

半壊（損害割合 20%以上 30%未満）

住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）

住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。

準半壊に至らない（一部損壊）（損害割合 10%未満）

準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

- ・台風にて屋根の半分が無くなり、家の半分以上の居室に雨漏りが発生した。